

小作爭議調查表

No. 96

(昭和十年六月分)

財團 協調會 福岡出張所

場 所	地 主	武 石 政 右 衛 門
	小 作 人	天 木 八 郎 五 郎
地 主 關 係 團 體	關 係 地	種 類 面 積
	小 作 人 關 係 團 體	全 農 福 依 縣 會 合 二 日 市 支 部
發 生 日	昭 和 十 年 三 月 十 五 日	終 熄 日
昭 和 十 年 六 月 十 八 日		
原 因	小作人昭和九年年度の耕作料として十作半の減額要求を提出し地主は拒否し、小作人は毎年度合計で減額を求め、地主は昭和九年四月に裁判を提起し、耕作料減額を主張し、遂に本年三月小作人が昭和九年四月の減額を請求し、地主は拒否し、三月十五日に地主側が全農福依縣會合を提訴し、地主の主張を認め、小作人の耕作料を減額することを命じた。	
事 項 求	十作半請求	
經 過	小作人が全農福依縣會合を提訴し、昭和九年四月に裁判を提起し、耕作料減額を主張し、地主は昭和九年四月に裁判を提起し、耕作料減額を主張し、遂に本年三月小作人が昭和九年四月の減額を請求し、地主は拒否し、三月十五日に地主側が全農福依縣會合を提訴し、地主の主張を認め、小作人の耕作料を減額することを命じた。	

備 考

果 結

油 停 修 次

- 一 十作人耕作料三及五畝争う内三畝三斗を減らし他は地主に返還する。
- 二 三及五畝争う耕作料十俵(三斗五升)とし昭和十二年六月十五日迄耕作料作せらる。十作半の翌年一月十五日迄非納耕作料納入。
- 三 昭和七八九年一三年度階級十作科十四俵と全五十内は減額する。
- 四 昭和七九年昭和十年六月末に地主は持参支拂の。
- 五 昭和十年昭和十一年六月末に地主は持参支拂の。
- 六 昭和十年昭和十一年六月末に地主は持参支拂の。
- 七 昭和十年昭和十一年六月末に地主は持参支拂の。
- 八 昭和十年昭和十一年六月末に地主は持参支拂の。